

令和7年度

# 入学のしおり



足立区立足立入谷小学校

# ようこそ足立入谷小学校へ

校長 信田 恵介

小学校への入学まで2か月少々ですね。お子様も保護者の方も期待と不安が入り交じり「わくわく、ドキドキ」し始める頃ではないでしょうか。

足立入谷小学校は小規模ですが、その分アットホームで、入学後はすぐに上級生や教職員に名前を覚えられ、優しく包まれながら短期間で学校に慣れることと思います。とはいえ、事前に準備しておくべき物や事もいくつかあります。本日の入学説明会では、それらをていねいに説明しますので、入学までの準備期間に生かしていただければ幸いです。疑問点や不安なことがありましたら、本日も後日でも、いつでも学校にお問い合わせください。

## 1. 入学式について

**※状況によって変更する可能性があります。**

日時	令和7年4月7日（月）
受付	午後1：30～1：45
入学式	2：00～2：30頃
写真撮影	2：50～3：00
学級での指導	3：00～3：20
下校予定	3：30頃
場所	本校体育館

※病気などでやむを得ず欠席する場合は、必ず当日9時までに学校へご連絡ください。

足立入谷小学校 TEL 03-3853-0421

※自転車で来校される方は、校庭の決められたスペースに駐輪してください。

○当日の持ち物

《児童》

上履き 上履き入れ ハンカチ ティッシュ

《保護者》

就学通知書 上履き 下履き入れ 教科書など配布物を入れる袋

※ランドセルは必要ありませんが、写真撮影などのために持って来ても構いません。

## 2. 入学までに身に付けさせておきたいこと

番号	項目	チェック
①	早寝、早起き、朝ごはんを習慣にし、生活のリズムを整える	
②	自分の名前をひらがなで読み書きできる	
③	鉛筆を正しく持てる	
④	保護者の名前・入学する学校名を言える	
⑤	困ったときに、自分で助けを求められる (トイレに行きたい・体調が悪いなど)	
⑥	名前を呼ばれたら「はい。」と返事ができる	
⑦	身の回りのことを自分でできる (着替え、靴の履き替えなど)	
⑧	自分の持ち物がわかる	
⑨	学校の行き帰りの道を覚えて、一人で登下校できる	

## 3. 欠席、遅刻などの連絡・入学後の諸注意

- 欠席などする際の学校への連絡は、C4th Home & school を活用してください。緊急な場合は、お電話でご連絡をお願いします。
- 遅刻・早退の場合は、必ず保護者の方が送り迎えしてください。その際、職員室にも必ず立ち寄って、職員にご報告ください。
- 学用品を補充する場合は担任がお願いした物を用意し、必ず記名をしてください。
- 学校からのおたより・お知らせには必ず目を通し、提出物などは締め切り日を守ってください。

## 4. 足立入谷小学校の生活のきまり（よい子のきまり）

### (1) あいさつや言葉づかいについて

- ①相手の目を見てあいさつをしましょう。
- ②時と場合に応じたあいさつを心がけましょう。
- ③まわりの人がいやがる言葉や、乱暴だと感じる言葉は使ってはいけません。

### (2) 登下校について

- ①登校時間（8時5分～8時15分）にあわせて家を出ましょう。
- ②家を出る前に、忘れ物がないか確認しましょう。  
登校したら、忘れ物を取りに家にもどってはいけません。
- ① 友だちや交通指導員さん、主事さん、先生方に元気よくあいさつをしましょう。
- ④決められた通学路を通り、交通ルールを守りましょう。
- ⑤きちんと校帽をかぶりましょう。
- ⑥最終下校時刻を守り、用事のない人はすぐに帰りましょう。

### (3) 登校してからについて

- ①くつは、かかとをそろえて下駄箱に入れましょう。
- ②雨の日は、かさをまいて、かさ立てに入れましょう。
- ③全校朝会や集会がある時は、音楽が終わるまでにきちんと並んで移動しましょう。

### (4) 学習について

- ①チャイムが鳴るまでに着席しましょう。
- ②正しい姿勢で学習しましょう。
- ③話している人の方をしっかりと見て聞きましょう。

### (5) 休み時間について

- ①授業が終わったら、次の学習の準備をしてから休みましょう。
- ②ろうかや階段は、静かに右側を歩きましょう。
- ③トイレは、きれいにつかきましょう。
- ④トイレの手洗い場は、手を洗うときだけにつかきましょう。
- ⑤教室移動は、二列にならんで静かに歩きましょう。
- ⑥晴れている日は、元気に外遊びをしましょう。
  - ・まわりの方の安全を考えて遊びましょう。
  - ・犬走りより内側で遊びましょう。
  - ・遊んだ道具はきちんとかたづけましょう。
  - ・校舎内では、ボールをついたり投げたりしません。
- ⑦雨の日は室内遊びです。教室の中で静かに遊びましょう。

## (6) 給食について

- ①助け合って配膳し、あとかたづけを静かにしましょう。
- ②給食袋を毎日持ってきましょう。
- ③食事中は、静かに食べましょう。
- ④給食が終わったら、歯みがきをしましょう。

## (7) そうじについて

- ①仕事を分担し、順序よく静かに掃除をしましょう。
- ②助け合って、時間内にきれいにしましょう。
- ③そうじ用具の片づけをきちんとしましょう。

## (8) 放課後について

- ①お金を持たずに遊びましょう。
- ②自転車での遠出や二人乗りをしません。
- ③危ない遊びや、他の人の迷惑になる行動はしてはいけません。
- ④家の人がいなときは、友だちを家の中に入れてないようにしましょう。
- ⑤ゆうやけチャイムで家に帰りましょう。
- ⑥忘れ物をした時は、保護者の方と一緒に取りに来ましょう。
- ⑦明日の学習の用意をしてから寝ましょう。

## (9) 持ち物

- ①持ち物すべてに名前を書きましょう。
- ②学用品は、使いやすくシンプルな物にしましょう。
  - ・箱型の筆箱を使いましょう。
  - ・シャープペンシルは使いません。
  - ・消しゴムはよく消える物を使いましょう。においつきや特別な形の物は使わないようにしましょう。
  - ・ボールペンやカラーペンなどは、学年の先生の指示にしたがって使いましょう。
- ③学習に必要な物は持ってきません。
- ④ランドセルにお守り(1個)はつけてもいいですが、中にしまい、見えないようにしましょう。
- ⑤宿題に必要なもの以外は学校に置いて帰ってかまいません。

## (10) 身だしなみについて

- ①ハンカチ、ティッシュをいつも身につけましょう。
- ②校内では上着(コート、ジャンパーなど)やマフラー、手袋は外しましょう。
- ③体育や給食当番の時などは、長い髪の毛を結びましょう。
- ④派手な髪飾りやシュシュなどはつけず、シンプルなものを身につけましょう。

## (11) SNSルール

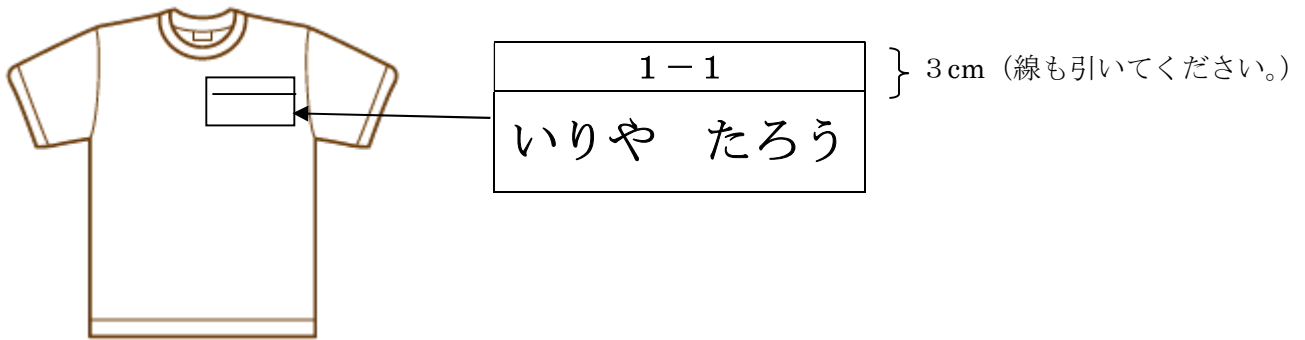
- ①自分や家族、友だちを守るために
- ・必ずフィルタリングをして使用しましょう。
  - ・個人が特定できる写真や情報をのせないようにしましょう。
- ②良好な人間関係を築くために
- ・人の嫌がることや悪口を書きこまないようにしましょう。
  - ・相手の気持ちになって、読んでから送信しましょう。
- ③健康的な生活を送るために
- ・午後8時以降は、保護者の方に預けましょう。
  - ・SNSやゲーム等は一日1時間にしましょう。

## 5. 入学前にそろえておく物

チェック	品物	注意事項
	ランドセル またはランドセルに代わるもの	1年生のうち、黄色いランドセルカバーを付けます。両手がふさがらないものをご用意ください。
	上履き・上履き袋	
	防災頭巾・ 防災頭巾を入れる袋	椅子の背もたれに付けられるようなものをご用意ください。
	筆箱 (箱型でシンプルなもの)	筆箱の中身 ・鉛筆5本 (2B以上の濃い鉛筆) ・赤鉛筆、青鉛筆 ・消しゴム ・定規 (学校で用意します。)
	手提げ袋 4つ	月曜日など荷物が多いときに使います。それとは別に、図書、音楽、図工それぞれ別の物をご用意ください。
	体育着・赤白帽子・体育着袋	体育着は、白色の半袖・紺または黒色の半ズボンをご用意ください。
	雨傘・置き傘	雨傘は先の尖っていない物をご用意ください。 置き傘は折り畳み傘をご用意ください。
	給食袋 (給食用ハンカチ・ランチョンマット・マスク・歯ブラシ・歯磨き用コップ)	詳細は、P8「給食について」をご覧ください。 マスクは、給食当番になったときに使用します。歯磨き粉は必要に応じてをご用意ください。
	水筒	首から下げられるものをご用意ください。
	雑巾 2枚	

○必ず全ての物に平仮名で名前を書いてください。

○体育着の半袖シャツの名前の書き方は下記の通りに書いてください。



(半ズボン、生地の内側に記名をしてください。)

○学校にて一括購入(教材費から支出)する予定のもの

クレヨン・色えんぴつ・ソフト下敷き・算数ノート・国語ノート

ひらがな練習帳・定規・連絡帳・連絡袋・道具箱・のり・はさみ・自由帳

粘土・粘土板(工作マットにもなるもの)、木工用ボンド・朝顔セット・生活科掲示ホルダー

※入学説明会后、左利きのお子さんは申し出てください。

○名札・教科書・校帽(黄色い帽子)・防犯ブザー

→入学式当日にお渡しします。

## 6. 就学援助について

- ① 就学援助制度とは、学用品費などをご家庭の事情に応じて援助する制度です。足立区立の小・中学校では、足立区教育委員会より、補助金が支給されます。
- ② 援助する費用は、学用品通学用品費、校外活動費（遠足・社会科見学など）、自然教室費、入学準備金、卒業アルバム費、医療費などです。
- ③ 援助を受けることができる方は、世帯全員の年間所得が認定基準を超えない方です。足立区教育委員会の審査により認定・否認定が決定されますので、希望者全員が受けられるとは限りません。
- ④ 就学援助を受けるには、申請書の提出が必要です。年度当初（4月）に配布される申請書に必要事項を記入して、直接、教育委員会へ郵送してください。学校での受け付けは行いません。  
なお、生活保護を受けている方、児童扶養手当を受給されている方も申請が必要です。自動的に認定されませんので、ご注意ください。また、就学援助の自動継続認定はありませんので、一度認定されても毎年、年度当初に申請書をご提出ください。

## 7. 諸経費の納入について

会計事故防止の観点から、教材費を学納金としてゆうちょ銀行の個人口座から毎月9日を目安に引き落としさせていただいております。毎月の額や年間納付額については別紙をご参照ください。なお、5月引き落とし分は費用が多くなるため、納付額も多くなっておりますので、不足による未納にご注意ください。



## 8. 給食について

- ①給食は、食事の正しいあり方や望ましい人間関係を育成し、児童の心身の健全な発達を図るために行われています。
- ②自分の食べきれる量を知り、時間内（**目安は20分間**）に食べることができるように指導しています。
- ② 令和7年度の1年生は、**4月15日（火）**から給食が始まる予定です。  
（4月8日～14日までは給食はありません。）

### ④持ち物について

○給食専用の手拭きハンカチ

○給食専用のランチョンマット

縦：35cm、横：45cm くらいのもの（市販のものでも構いません。）

○給食袋（手拭き用ハンカチ・ランチョンマット・マスク（当番のみ）・歯ブラシ・コップを入れるための物）

縦：24cm、横：18cmくらいの布製の物（市販のものでも構いません。）

### ⑤入学までにおうちで心がけ、習慣化しておいてほしいこと

番号	項目	チェック
①	食事前に手を洗っている	
②	食器は、音を立てずに静かに丁寧に扱っている	
③	<b>正しく箸が持てる</b>	
④	好き嫌いしないで食べられる	
⑤	牛乳が飲める	
⑥	正しい姿勢で食べられる	
⑦	食べながら歩いていない	
⑧	<b>適当な時間内に食べられる</b>	
⑨	きれいにこぼさないように食べられる	
⑩	「いただきます。」「ごちそうさま。」を言っている	

### ⑥お願い

○給食当番の児童が着る白衣・帽子とその袋は、当番の週の週末に洗濯、アイロンがけをお願いします。

○**食物アレルギーのある場合、必ず学校にご連絡ください。（事前に対応について検討させていただきます。）** TEL 03-3853-0421

## 9. 保健について

### 心と体の健康について

#### ① 定期健康診断

正常な発育をしているか、病気や異常がないかを確認するために行うものです。病気や異常が発見されましたら、連絡しますので、速やかに精密検査や治療を受けてください。未受診の場合、安全を配慮し、水泳学習などの許可ができません。

入学時に保健調査票を配布しますので、ぜんそく、大きなけが、その他（心疾患・腎疾患、アレルギーなど）、体のことで気になることがあれば記入してください。

#### ② 朝の健康観察

毎朝ご家庭で体調のチェックを行ってください。

その他、朝食の摂取量や、表情、態度、言葉数、声色など普段と違う様子が見られた場合、どこか調子が悪いところがないか観察してください。

体調がすぐれない時は無理をさせず、家庭で様子を見てください。顕著な症状が見られ  
たり、悪化したりした場合は、病院を受診してください。

#### ③ 給食後の歯みがき

給食後に歯みがきを3分間実施いたします。給食袋の中に歯ブラシを入れて持ってきてください。

毎日持ち帰りますので、家庭で消毒・乾燥を行ってください。

#### ④ スクールカウンセラー

週に2回、都と区のカウンセラーが学校に訪問しています。お子様が学校で相談をすることはもちろんですが、保護者の方もお子様の発達やコミュニケーションについて相談することができます。ぜひ、ご活用ください。

※ご相談をされる場合、事前に学校（教育相談担当）お電話ください。TEL 03-3853-0421

## 保健室

### ① 服薬等について

保健室で、頭痛や風邪などの薬を出すことはできません。どうしても必要な場合は、ご家庭から学校へ相談の上、お子様に持たせてくださるようお願いいたします。

※服薬や薬剤塗布については職員がいるところで実施します。

### ② 家庭連絡について

早退やけがのご相談をさせていただく際、児童指導資料に記載してある連絡先にお電話します。連絡が確実に取れる番号を記載してください。また、連絡先が変わったときはすぐに担任へお知らせください。

緊急時には、学校から直接病院へ連れて行くこともありますが、処置等について保護者の同意を要することがありますので、原則として保護者の方にも引率をお願いします。その場合、学校から連絡をしますので、保険証をお持ちください。

## 保健室で行う対応・応急処置

### ① けがについて

軽い擦り傷、切り傷、打撲、突き指など、当日は保健室でできる手当てをします。翌日以降ははりかえ等の手当てをすることはできません。継続して手当てが必要なときは絆創膏やガーゼなど必要なものを持ってきてください。

### ② 病気について

一時的に休養させてお子様の様子を見ます。(1時間程度)

熱が高いときや病気が悪化しそうなとき、休養しても改善しないときには家庭に連絡し、お迎えにきていただきます。

お知らせする必要性が高いと判断した怪我や症状がある場合は、保護者にご連絡しますので、帰宅後お子様を観察し、必要なときは病院受診してください。結果は、担任へお知らせください。
----------------------------------------------------------------------------------------

## 感染症に伴う出席停止

学校保健安全法及びが学校保健安全法施行規則に、感染症の種類やその出席停止期間の基準が定められています。

出席停止になった場合、再登校初日に登校許可証を提出していただきます。医師に記入してもらわなければならない感染症もあります。下記感染症の疑いがあるときは、受診時に持参していただいたほうが良いかと思えます。

### 医師の記入が必要な感染症

- 麻疹（はしか）
- 風疹（三日はしか）
- 水痘（水ぼうそう）・带状疱疹
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- インフルエンザ
- 百日咳
- 結核
- 咽頭結膜熱（プール熱）
- 流行性角結膜炎（はやり目）
- 急性出血性結膜炎
- 腸管出血性大腸菌感染症（O-157）
- 髄膜炎菌性髄膜炎

### 保護者の記入が必要な感染症

- 手足口病
- 溶連菌感染症
- 伝染性紅斑（リンゴ病）
- 感染性胃腸炎
- ヘルパンギーナ
- マイコプラズマ感染症
- RS ウイルス感染症
- インフルエンザ

### 登校許可証の用紙の取得方法

- 1 新年度当初・長期休業明けに配布したものを使用する
- 2 足立区または足立入谷小学校のホームページよりダウンロードする
- 3 学校に取りに来る
- 4 近所の友人に学校からもらってくるよう依頼する

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※1）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	結核	医師の判断ができるまで（感染の恐れがないと認められていること）
7	アデノウイルス感染症（※2）	主症状が消失した後2日を経過するまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	医師の判断ができるまで（感染の恐れがないと認められていること）
10	急性出血性結膜炎	医師の判断ができるまで（感染の恐れがないと認められていること）
11	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	医師の判断ができるまで（感染の恐れがないと認められていること）
12	髄膜炎菌性髄膜炎	医師の判断ができるまで（感染の恐れがないと認められていること）
13	インフルエンザ（※3）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日 ※4）を経過するまで
14	新型コロナウイルス感染症（※3）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検査日から5日を経過するまで）

※1 第2種感染症の対象ではない。

※2 足立区医師会のご意見を基に、登校・登園・登室許可証を提出する対応となった（令和6年3月～）。

※3 保護者記入の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の提出も認める。入院した、症状が重かった、呼吸器症状が続く、医師の指示があった等の場合は受診し、本紙「登校・登園・登室許可証」を提出する。

※4 乳幼児はウイルス排泄が長期に及ぶため、登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) 学校・園・学童室 年 組 氏名

年 月 日から登校・登園・登室可能と判断します。

医療機関名 医師名 印

切り取り

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師から診断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室のめやす
1	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、発熱がなく、全身状態が良いこと
2	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
3	手足口病	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
4	ヘルパンギーナ	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
5	感染性胃腸炎	発熱がなく、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
6	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良いこと
7	マイコプラズマ肺炎（感染症）	症状が改善し全身状態が良いこと

医師の判断を受け、必要とする場合に空欄部分に病名を記載して提出する。

(提出先) 学校・園・学童室 年 組 氏名

受診医療機関名 受診日 月 日、月 日

月 日に集団生活が可能となりましたので、月 日より登校・登園・登室を再開します。

年 月 日 保護者名（自署）

令和6年9月1日改定

# インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先) \_\_\_\_\_ 学校・園・学童室

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 児童・生徒氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願いインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の手参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型・B型・不明)
	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可)	
受診した日	年    月    日 ( )
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年    月    日 ( )

発症からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温									
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)									

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

**【インフルエンザ】**

- 発症後5日を経過しました。
- 解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過しました。

**【新型コロナウイルス感染症】**

- 発症後(無症状の場合は検査日から)5日を経過しました。
- 症状が軽快して1日を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名 (自署 \_\_\_\_\_)

足立区教育委員会 足立区医師会と協議済 (令和5年6月より運用開始)

**【インフルエンザ出席停止期間の基準】**

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□は出席停止の日。

学校・学童室		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
学校・学童室	例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校再開可能	→	
	例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→	
	例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→

就学前施設		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
就学前施設	例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→	
	例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→
	例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

**【記入例】インフルエンザ** ※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)			○	○					

例1 2/3朝熱があったが、午後熱が下がった(平熱になった)場合

例2 2/3就寝時まで熱があったが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

注意！解熱した当日だけ○をつけてください(例1か例2どちらかになります)。

**【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】**

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・ 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登校登園登室再開可能	→	
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校登園登室再開可能	→
例3	無症状検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能	→	

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

**【記入例】新型コロナウイルス感染症** ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)				○		○			

主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日に○をする

注意！症状が軽快した日だけに○をつけてください。

# 災害共済給付制度のお知らせ

足立区教育委員会

学校の管理下における災害で医療機関を受診し、保険適用になる総医療費 5,000 円 (500 点) 以上の場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となります。

つきましては、該当の場合は、学校から請求に必要な書類を受け取り、医療機関に証明してもらい学校にご提出願います。なお、詳しくは以下のとおりです。

## 1 学校管理下の範囲

学校管理下の範囲	具体例
授業中	各教科、遠足、自然教室、修学旅行、クラブ活動
課外指導中	部活動、夏休み中の水泳指導
休憩中または校長の指示・承認により学校にいるとき	始業前、授業間休み、昼休み、放課後
通常の間路・方法での登下校時	登下校中、放課後こども教室から自宅への帰り、学童保育室や児童館特例利用への行き帰り(但し、夏休みのプールや学校の活動があるときのみ)

## 2 給付内容

種類	給付内容
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担分 3 割に見舞金 1 割が加算され給付が受けられます。</li> <li>初診から最長 10 年間給付が受けられます。</li> </ul> <b>【注意】</b> 生活保護受給中の方は対象外です(医療扶助対応)。
障害見舞金	症状固定後に障がいが残った場合に、程度に応じて給付されます。 1 級 4,000 万円～14 級 88 万円(通学中の場合は半額)
死亡見舞金	3,000 万円(運動などに起因しない突然死や通学中の場合は半額)
歯牙欠損見舞金	学校管理下での災害による1歯以上の歯牙欠損に対して、給付されます。 1 歯につき 8 万円

## 3 請求手続き(請求から給付まで2～3ヶ月かかります)

- お子様が学校管理下で災害にあわれた場合は、すぐに学校にお知らせください。
- 学校から請求書類をもらい、医療機関受診時に記入を依頼してください。
- 委任状など他の必要書類とともに、請求書類を月毎に学校に提出してください。

## 4 子ども医療証の使用と災害給付金の給付、委任状の提出について

- 学校管理下の災害で都区内の医療機関を受診する場合、足立区子ども医療証をお使いいただけます。都外医療機関の場合は、一旦、自己負担(3割)願います。
- 災害給付金(4割)から子ども医療証負担分(3割)を差し引き、見舞金分(1割)のみ給付します。そのために、委任状の提出をお願いいたします。

## 5 その他・注意事項

- 災害共済給付金を受ける権利は、給付事由発生日から2年で消滅します(時効)。
- 損害賠償を受けた時や他の法令による給付を受けた時は、その受けた限度において給付を行わない場合があります(交通事故は原則対象外です)。